

## 浜田市ふるさと同窓会支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、市内で若者の同窓会を開催する者に対し、その同窓会に要する費用の一部を補助することにより、市における関係人口の創出に資することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び大学（大学院及び短期大学を含む。）並びに同法第124条の専修学校をいう。
- (2) 同窓会 市内に存する学校（廃止となったものを含む。）の卒業生が、当該学校の学年、学級、部活動、サークル等の単位（これらの複数の単位を含む。）で開催する親睦会をいう。
- (3) 同窓生 同窓会の出席の対象となる者をいう。
- (4) 若者 同窓会を開催する日の属する年度の4月1日において18歳以上39歳以下の者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する同窓会を開催する者とする。

- (1) 市内に存する飲食物を提供する施設（以下「飲食店」という。）で開催する同窓会
- (2) 広く同窓生に案内して開催する同窓会
- (3) 10人以上（同窓生の人数が20人に満たない場合は、当該同窓生の人数の半数以上）の若者が出席する同窓会

### (補助要件)

第4条 補助の対象となる要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市が必要に応じて実施するアンケート調査に協力すること。
- (2) 市の施策に関する情報発信に協力すること。

### (補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、同窓会

の開催に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 案内文書の作成及び送付に要する経費
- (2) 飲食店に支払う飲食費及び会場代
- (3) 集合写真の撮影及び印刷に要する経費  
(補助金額等)

第6条 補助金の額は、同窓会に出席した若者の人数に2,000円（補助対象経費の総額を当該同窓会に出席した者（若者以外の者を含む。）の人数で除して得た額が2,000円に満たない場合は、その額）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、5万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市ふるさと同窓会支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、同窓会を開催する日の10日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 出席予定者名簿（同窓会を開催する日の属する年度の4月1日における年齢を記載したもの）
- (2) 収支予算書
- (3) 開催案内の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、同一の同窓会につき同一年度内において1回に限りすることができる。

（交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、浜田市ふるさと同窓会支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第9条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、浜田市ふるさと同窓会支援事業（変更・中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、同窓会を開催した日から起算して 30 日を経過する日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、浜田市ふるさと同窓会支援事業実績報告書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 出席者名簿（同窓会を開催する日の属する年度の 4 月 1 日における年齢を記載したもの）
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書その他支払いを証するものの写し
- (4) 同窓会当日に開催場所で撮影した出席者全員が写っている集合写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第 11 条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、浜田市ふるさと同窓会支援事業補助金確定通知書（様式第 5 号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、浜田市ふるさと同窓会支援事業補助金交付請求書（様式第 6 号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。